

閱覽用

平成 31 年 第 2 回
神崎市農業委員会総会 議事録

平成 31 年 2 月 5 日
神崎市農業委員会

平成31年 第2回 神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月5日(火) 午前9時30分開会
2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員 10名

欠席委員 3名

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	欠
9	委員	角田 良正	欠
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	欠

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

10番 鶴博行委員 11番 福田肇委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 鶴智広 副課長 山口秀利

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 あっせん委員の指名について	2件
議案第4号 非農地証明について	1件
議案第5号 農地の賃借料情報の提供について	1件

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	22件
議案第7号 農振除外申請に伴う事前審査について	3件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	4件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 鶴智広
農政農地係副課長 山口秀利
農政農地係主事 糸山碧

【農政水産課職員】

農政企画係主事 川端晃博
農政企画係主事 山田昇平

6. 会議の概要

事務局長

おはようございます。本日は大変お忙しい中、総会にご出席していただき誠にありがとうございます。着席して議事を進めさせていただきます。

平成31年第2回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長のあいさつをお願いいたします。

会長(会長あいさつ)

おはようございます。お忙しい中にご出席をしていただきましてありがとうございます。昨日が立春ということで、暦の上では春になるわけですが、まだまだ寒い日が続くと思います。先程から話があったけれどもインフルエンザが流行っておりまして、私も予防注射を打ってきましたけれど、その後すぐ風邪をひいてしまいまして一か月になりますが、まだまだ体調が戻らないということで、どうか、皆さん方もご注意をしていただきたいと思います。

それでは、只今から、平成31年第2回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

本日の出席委員は10名です。

欠席届が、8番福田省二委員、9番角田良正委員、13番本間昭久委員より提出されています。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。森会長、よろしく願いいたします。

(議長登壇)

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、10番 鶴博行委員と11番 福田肇委員の2名を指名いたします。

よろしく願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の鶴局長、山口副課長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 あっせん委員の指名について	2件
議案第4号 非農地証明について	1件
議案第5号 農地の賃借料情報の提供について	1件
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	22件
議案第7号 農振除外申請に伴う事前審査について	3件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	4件

以上、7議案の32件と報告第1号の4件でございます。
ご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をして指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号と氏名を言ってから発言されるようお願いいたします。

(農地法第5条関係)

(受付番号1番 申請者入室)

議長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

1ページの受付番号1番について審議をいたします。

事務局より説明をいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇〇〇番、田の188㎡です。
転用の目的や理由、譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、完了は平成31年3月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は決定済み。農地区分は、申請地の周囲は「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」ことから第3種農地に該当し、「許可し得る」となります。

位置図などを2ページ、3ページに添付しております。

申請に必要な書類として、土地利用計画図、資金の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前協議は必要がなく、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われま

す。説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議長

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

議案第1号受付番号1番については、私、森が担当地区ですので私の方より意見を申し上げます。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の増田推進委員と共に現地の状況や転用の内容を確認しました。申請地の周囲は住宅地で、申請事業の目的に適していると思われま

す。また、周囲に影響が無いよう適切に計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと考えています。

皆様のご審議をよろしくお願

議長

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

ございませんか。

議長

無いようですので、質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いいたします。

(受付番号1番 申請者退室)

議長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について許可すること

に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議長

次に、議案書の4ページをお開きください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

受付番号1番から2番までを一括して審議いたします。事務局より説明をいたします。

事務局

【議案第2号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

受付番号の1番から2番は、所有権の移転であり、申請理由などは記載のとおりです。申請地の位置図を5ページから6ページに添付しています。

この申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たしていて、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われまます。説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

ご質疑ありませんか。

無いようですので質疑を終了いたします。

議長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第3号 あっせん委員の指名)

議長

次に、議案書の7ページをお開きください。

議案第3号 あっせん委員の指名について議題といたします。

受付番号1番について、事務局より説明をいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号 あっせん委員の指名について説明します。

土地所有者より佐賀県農業公社が行う農地売買等特例事業による売り渡し希望の申し出があり、事業要件に適合した農地でしたので申し出を受理し、農地の存在する地域を考慮してあっせん委員の指名を行います。

受付番号1番は千代田町〇〇 田7, 923㎡で、申し出理由は「離農のため」ということです。

申し出者、売り渡し希望価格などは記載のとおりで、位置図を8ページに添付しています。説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。あっせん売り渡しの申し出に係る あっせん委員を指名したいと思います。

受付番号1番の土地の所在は、千代田町〇〇でございますので、11番「福田肇」委員を指名したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしということですので、11番「福田肇」委員を指名いたします。

なお、同地区の「諸富」最適化推進委員にもあっせん委員の補助をお願いすることといたします。

議長

次に、議案第3号受付番号2番について、事務局より説明をいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号受付番号2番について説明します。

土地所有者より佐賀県農業公社が行う農地売買等特例事業による売り渡し希望の申し出があり、事業要件に適合した農地でしたので申し出を受理し、農地の存在す

る地域を考慮してあっせん委員の指名を行います。

受付番号2番は千代田町〇〇 田2, 956㎡で、申し出理由は「後継者がいないため」ということです。

申し出者、売り渡し希望価格などは記載のとおりで、位置図を9ページに添付しています。説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。あっせん売り渡しの申し出に係る あっせん委員を指名したいと思います。

受付番号1番の土地の所在は、千代田町〇〇でございますので、同じく11番「福田肇」委員を指名したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしということですので、11番「福田肇」委員を指名いたします。

同じく、同地区の「諸富」最適化推進委員にもあっせん委員の補助をお願いすることといたします。

(議案第4号 非農地証明関係)

議長

次に議案書の10ページをお開きください。

議案第4号 非農地証明についてを議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号 非農地証明について説明します。

非農地証明は、「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき、申請された事案の現地調査や事実確認などを行った上で総会にて審議します。

受付番号1番、申請地の所在は、脊振町〇〇 字〇〇 〇〇番の畑249㎡で、非農地の内容や申請人は記載のとおりです。

位置図と現地状況を11ページ、12ページに添付しています。

摘要欄に記載しておりますが、申請地は、農振除外済みで、農地区分は「中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地であり、長年周辺の営農に支障無く使用されていて、地区の同意も得られており、課税の状況も含めて、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準に適合

しております。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第4号受付番号1番について、地区担当委員の5番馬渡委員のご意見をお伺いいたします。

5番 馬渡委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

5番の馬渡です。第4号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員や事務局と共に現地の状況などを確認したところ、申請地は、長年農地以外の目的で活用されていて、周囲の営農に支障が無いよう管理されており、地区の同意もありますので、非農地証明に該当するものと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ご質疑ありませんか。

無いようですので質疑を終了いたします。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号 非農地証明受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(議案第5号 農地の賃借料情報の提供関係)

議長

次に議案書の13ページをご覧ください。

議案第5号 農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

事務局から説明させます。

事務局

農地の賃借料情報の提供について説明します。

農業委員会は農地法第52条の規定により、実勢の賃借料情報の提供を行うこととなっております。平成30年1月から12月までに行われた利用権設定の賃借料から、最高額、最低額、平均額を大字別に算出しました。この情報を農業委員会の窓口、神崎市HP、神崎市報にて提供したいと思っております。なお、議案書の畑、物納の情報は参考として記載しておりますので、公表の際は削除いたします。説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

ご質疑ありませんか。

無いようですので質疑を終了いたします。

議長

これより採決に入ります。

議案第5号 農地の賃借料情報の提供について、原案のとおり承認されることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することといたします。なお、神崎市の市報およびホームページで情報提供することといたします。

(議案第6号 農用地利用集積計画関係)

議長

次に、別冊の議案第6号をご覧ください。

それでは、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について議題といたします。事務局から1ページの総括表について説明を求めます。

事務局

【議案第6号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

説明に入ります前に訂正箇所がございましたので訂正をお願いいたします。

議案書1ページの神埼町再設定の田の設定面積は、72,793.99㎡で、神埼町計が、106,205.99㎡となり、神崎市合計の面積が、123,887.99㎡となります。訂正の方を

よろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

また、前回の総会でお知らせいたしましたとおり、本業務は、農業委員会へ委任されておりますので、今回から、農業委員会事務局より説明いたします。

まず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町新規7件、再設定14件、計21件

内訳は、田71筆106, 205. 99㎡

千代田町新規1件、計1件

内訳は、田7筆17, 682㎡、

神崎市合計22件

内訳は、田78筆123, 887. 99㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、農用地利用集積計画について審議いたします。

それでは、2ページの農用地利用集積計画、神埼町新規分受付番号1番から7番について審議いたします。事務局より説明を求めます。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町 新規1番から7番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田20筆33, 412㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載のとおりとなっておりますのでお目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、神埼町新規分の1番から7番の申し出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページから4ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定分の受付番号1番から14番について審議いたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町 再設定1番から14番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田51筆72, 793. 99㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、神埼町再設定分の番号1番から14番について、

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、5ページの農用地利用集積計画、千代田町新規の番号1番について審議いたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの千代田町 新規1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田7筆17, 682㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、千代田町新規分の受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

以上で、議案第6号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についての審議を終わります。

(農政水産課 入室)

(議案第7号 農振除外申請関係)

議長

次に、別冊の議案第7号をご覧ください。

議案第7号の農振除外申請の事前審査についてを議題といたします。

1ページの番号1番から3番について一括して審議いたします。

農政水産課からの説明を求めます。

農政水産課

農政水産課の山田です。着席して説明させていただきます。

議案第7号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。

1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

今回の除外は、神埼町1件、脊振町2件の計3件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番は、神埼町〇〇地区の〇〇及び〇〇として、田1筆で面積143㎡となっております。

2番は、脊振町〇〇地区の〇〇として、田1筆で面積11㎡となっております。

3番は、脊振町〇〇地区の〇〇として、畑1筆で面積4㎡となっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いします。

神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

無いようですので、議案第7号の農振除外申請に伴う事前審査については、「やむを得ない」という意見を付けて回答することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしということでございますので、「やむを得ない」という旨の意見を付けて回答することといたします。

以上で、議案第7号農振除外に伴う事前審査についての審議を終わります。

農政水産課の皆さんお疲れ様でした。

(農政水産課 退室)

(報告第1号 農地法第18条第6項関係)

議長

次に、別冊の報告1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。

1ページから2ページの、受付番号1番から4番までについて、事務局より報告をいたします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から4番について報告書を基に朗読後、説明】

別冊の報告をご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、受理したものを報告します。1ページから2ページに記載の受付番号1番から4番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。説明は以上です。

議長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてのご質問はありませんでしょうか。

議長

無いようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

議長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成31年第2回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

10 時 10 分 閉会